

## 都南図書館電話設備交換修繕仕様書

- 1 件 名 都南図書館電話設備交換修繕
- 2 履行場所 盛岡市永井 24 地割 90 番地 2
- 3 履行期間 契約締結の翌日から令和 6 年 10 月 31 日まで
- 4 修繕内容

都南図書館に設置してある、老朽化した次の電話交換機及び多機能電話機について、交換修繕するもの。

| NO | 名称                                                                                       | 数量等  |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1  | 電話交換機(主装置／バッテリーBOX／バッテリー／8アナログ局線IF／8ボタン電話IF／4 単独電話IF／アナログ停電ユニット(24 ボタン標準電話機 13 台中 3 台分)) | 1 台  |
| 2  | 24 ボタン標準電話機                                                                              | 13 台 |
| 3  | NO1・2の交換に必要な調整及び配線等少額の消耗品等の補充・交換、撤去した既存設備等の処分                                            | 一式   |

### 【特記仕様】

- (1) 電話交換機には、留守番電話機能、停電用バッテリー(3時間以上)がついていること。
- (2) 現状と同じように外線電話及び内線電話が使用できるよう、各種設定・動作試験・調整を行うこと。
- (3) 現状と同じように都南総合支所との内線相互通話を使用できるようにすること。
- (4) 現状と同じように停電時に多機能電話機 3 台が使用できるようにすること。
- (5) 電話交換機(設備)が、既存の制御盤内に収容できない場合、現場指定の場所に電話交換機(設備)を移設すること。(その作業も見積もり内容に含むものとする。)

### 5 既存設備

- (1) 電話交換機の既存メーカー、製品番号  
株式会社日立製作所 MV-BCBT 10A  
(方式 ダイレクトライン、局線 8 回線(実装 4 回線)、内線 24 回線(実装 16 回線)、停電用電源)
- (2) 標準多機能電話機の既存メーカー、製品番号、台数  
株式会社日立製作所 MV-24MTB、11 台(内 1 台は撤去のみとする。)
- (3) 停電兼用多機能電話機の既存メーカー、製品番号、台数

## 6 共通仕様

設計書や特記仕様書に記載されていない事項は、「盛岡市建築工事等基準仕様書（盛岡市ホームページを参照）」及び最新版「公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」並びに最新版「公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」によることを原則とし、これによりがたい場合は市担当者と協議すること。

## 7 施工

- (1) 施工箇所が既に供用されている施設であるため、施設利用者及び施設関係者並びに付近住民への安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。施工に当たっては、事前に市担当者と綿密な打合せを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。また、施工完了後は、その箇所について完成確認を受けること。
- (2) 本修繕に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書又は見積依頼書等に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、市担当者の承諾を受けるものとする。
- (3) 本修繕にかかる軽微な修理については、受注者の負担で行うものとする。
- (4) 調査等にて重大な不良箇所が判明した場合については、速やかに発注者へ報告し指示を受けるものとする。
- (5) 施工に必要な水、電気等の使用は施設管理者と協議すること。
- (6) 発生材の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び、建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適法に処分すること。
- (7) 事故が発生した場合は、「盛岡市建築工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。（要領書等は盛岡市ホームページを参照）
- (8) 修繕の着手、施工及び完成において官公署、消防署、電力・通信事業者その他関係機関へ必要となる諸手続等は、市担当者と協議の上受注者が遅滞なく処理すること。なお、当該手続に係る費用はすべて受注者の負担とする。

## 8 主な提出書類

- (1) 修繕工程表
- (2) 修繕計画書
- (3) 修繕完了報告書
- (4) 修繕写真（施工前、施工中、施工後）
- (5) その他必要なもの

## 9 保証

- (1) 本修繕に係る保証期間は、業務の完了確認を行った日から1年間とする。
- (2) 保証期間中、修繕の対象設備に不具合が生じたときは、速やかに技術員を派遣し復旧作業を行うこと。
- (3) 復旧に要する費用は、原則として受注者の負担とする。ただし、有償部品の交換を要する場合や発注者の不適切な管理等受注者の責に帰さない事由によって生じた不具合についてはこの限りではなく、その場合の費用負担については、発注者と受注者が協議して定める。

## 10 その他

- (1) 現場代理人は不要であるが、現場責任者を選任すること。
- (2) 契約代金は一括払いとし、前金払いは行わない。
- (3) 仕様書等に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議の上、決定するものとする。